

2. 事業体系の基本的な考え方

(1) ビジョンとミッション

事業を行うにあたり、財団が目指すものと果たすべきことを明確にすることで、ふるさと振興財団について、より理解いただけるように、「財団が目指すべき社会像(ビジョン)」と「財団が果たすべき役割(ミッション)」を策定しました。

vision

ふるさと振興財団が目指すべき社会像

**地域の今とこれからのために、みんなで手を取り合って
暮らすことができる“ふるさと周南”へ**

mission

ふるさと振興財団が果たすべき役割

**私たちは、地域の未来に向けた活動を“支える”こと、
人と団体と地域を“つなぐ”こと、
ふるさと周南について“伝える”ことで、
みんなが育ち支えあう、ふるさとづくり活動に取り組みます。**

(2) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5ヶ年とします。

なお、令和4年度末に計画の中間見直しを行い、それ以外でも状況に応じた見直しを行います。

